

戦没者の遺骨収集事業の実施状況等に関する報告書

令和8年6月9日

厚生労働省

第1 現地調査及び戦没者の遺骨収集

- 令和7年度は、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）に基づき、計40回の現地調査を実施し、令和8年3月末までに、埋葬等の地点に関する804か所の情報を新規に取得するとともに、1,466か所について遺骨の有無を確認した。また、計24回の遺骨収集を実施し、625柱相当の検体を採取するとともに、258柱の遺骨を収容した。
- 本邦に送還した遺骨については、遺骨収集団から厚生労働省に引き渡すため、原則として遺骨収集団の帰還時に千鳥ヶ淵戦没者墓苑（以下「墓苑」という。）において遺骨引渡式を行っており、硫黄島、パラオ諸島等において収容した遺骨について、4回の遺骨引渡式を行った。
- 地域ごとの現地調査及び遺骨収集の実施回数等は、下表のとおりとなっている。

地域名	現地調査	遺骨収集	検体採取数 (柱相当) (注1)	収容柱数
硫黄島	—	2	37	37
沖縄	—	—	54	54 (注2)
マリアナ諸島	5	1	112	57
パラオ諸島	8	1	213	91
ミクロネシア連邦	—	1	23	—
マーシャル諸島	—	2	17	—
ギルバート諸島	—	1	6	—
フィリピン	2	2	—	—
インド	3	1	—	2
タイ	1	—	—	—
ミャンマー	2	1	2	—
バングラデシュ	—	1	19	—
北ボルネオ	1	—	—	—
インドネシア	4	3	6 (注3)	—
東部ニューギニア	3	4	36	17
ビスマーク・ソロモン諸島	4	2	79	—
米国 (アッツ島、キスカ島)	1	—	—	—

旧ソ連	3	—	—	—
モンゴル（ノモンハン）	1	1	20	—
モンゴル	1	—	—	—
台湾	1	—	—	—
米国（本土）	—	1	1（注4）	—
合計	40	24	625	258

（注1）検体のDNA鑑定等を行った上で、遺骨を収容することとしている。

（注2）現在、古墓由来の遺骨かどうかの確認中であるため暫定値である。そのため合計値にも変更が生じる可能性がある。

沖縄における遺骨収集は、厚生労働省と沖縄県が役割分担し、重機による掘削等を要する大規模地下壕等は国が、地表付近で発見された遺骨は沖縄県が収集することとされており、令和7年度に収集した54柱は沖縄県が収集したものである。

（注3）検体は鑑定のため、ジャカルタのインドネシア政府機関へ移送された。

（注4）米国人が保管している遺骨を検体として受領するために派遣した。

第2 戦没者の遺骨の鑑定及び伝達等

- 令和7年度は、日本人の遺骨であるか否かを判断するための「所属集団判定会議」を4回開催し、1,614件の判定を行った。このうち「日本人の遺骨である」と判定された遺骨は1,215件、「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定された遺骨は33件、「判定不可」とされた遺骨は39件とされ、残る327件については更なる分析を行うこととした。また、「身元特定DNA鑑定会議」を5回開催し、963件の鑑定結果が得られ、18件について身元が判明した。
- 遺骨の検体を保管している全地域を対象に、遺留品等の手掛かり情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を公募により実施した。戦没者遺族に直接案内が届くよう、恩給及び援護年金受給者への受給額のお知らせにリーフレットを同封して発送したほか、令和7年4月から受付が開始された特別弔慰金の申請者等へのリーフレット配布、映画とのタイアップポスターによる周知などを行ったところであり、同年度のDNA鑑定の申請受付件数は1,178件であった。
- 令和6年度に身元が判明した遺骨のうち3柱、令和7年度に身元が判明した遺骨のうち6柱の計9柱を遺族に引き渡した。身元が判明しなかった遺骨については、例年5月に行われる千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式において墓苑に納骨している。令和7年度に行われた千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式では、令和3年度以前に収容され、令和3年度から令和6年度までの「所属集団判定会議」において、日本人の遺骨であると判定された遺骨等368柱を墓苑に納骨した。